

奈良市法令遵守の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の機関において法令遵守を推進するための行動規範の確立及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守への理解と協力を求めることにより、市民と共に公正かつ民主的な市政の運営を実現し、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び水道事業管理者をいう。
- (2) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (3) 不当要求行為等 違法行為の要求（不作為の要求を含む。以下この号において同じ。）その他職員の公正な職務の遂行を妨げる行為又は暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為であって規則で定めるものをいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、法令遵守の重要性を深く認識し、市民全体の奉仕者としての立場を自覚して常に市民の福祉の増進を目指して公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政にかかわりのあるすべての者に対して業務に関する説明を十分に行わなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督の立場にある職員は、法令遵守の推進を図るため、部下の職員の公正な職務の遂行について適切な指導監督及び援助を行わなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、法令遵守の推進が図られるよう職員研修を実施するとともに、その権限の下にある組織の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、常に市政の運営に関心を持ち、職員による公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。

(不当要求行為等審査会)

第7条 本市における法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、奈良市不当要求行為等審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、次に掲げる事項を担当する。

(1) 市長の諮問に応じ、法令遵守体制の整備に関して調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べること。

(2) その他この条例に基づき法令遵守の推進を図ること。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他法令等又は行政事務に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等対策委員会)

第8条 本市における不当要求行為等を未然に防止するとともに、市として統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、奈良市不当要求行為等対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

2 対策委員会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 不当要求行為等についての情報交換に関すること。

(2) その他対策委員会が必要と認める事項

3 この条例に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法令遵守監察監)

第9条 市長は、本市の組織における法令遵守の状況を管理させるため、法令遵守監察監を置くものとする。

2 法令遵守監察監は、日常的な法令遵守及び不当要求行為等への対処に関し、職員からの相談に応じ、職員の指導を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた職員の義務)

第10条 職員は、不当要求行為等を受けたときは、これを拒否しなければならない。

2 職員(市長を除く。)は、不当要求行為等を受けたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

(上司の義務)

第11条 前条第2項の規定による報告を受けた職員は、直ちに、当該報告に係る不当要求行為等の内容に応じて部下の職員の公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該報告に係る不当要求行為等によって公正な職務の遂行に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、速やかに当該報告の内容を対策委員会に報告しなければならない。

(審査会等への通知)

第12条 対策委員会は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る不当要求行為等への対応方針及び事後措置を協議検討し、その結果を前条に規定する報告を受けた職員に通知するものとする。この場合において、対策委員会が必要と認めるときは、その結果を審査会に通知するものとする。

(審査会の任務)

第13条 審査会は、対策委員会から前条の規定による通知があった場合において、当該通知の内容が公正な職務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 審査会は、前項の規定による調査の結果を、対策委員会、市長及び関係のある任命権者に報告しなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査結果の報告を行うときは、任命権者が行うべき措置について、意見を述べることができる。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第7条第2項各号に規定する事項に関する調査審議の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

(不当要求行為等の行為者への警告)

第15条 任命権者は、第13条第2項の規定による審査会の報告を受けたときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。

2 任命権者は、前項の警告を行う場合において、不当要求行為等の再発を防止するために必要と認めるときは、規則で定めるところにより、不当要求行為等の行為者の氏名、警告の内容その他の事項を公表することができる。

3 任命権者は、本市の競争入札の参加資格を有する事業者に対して第1項の警告を行ったときは、別に定めるところにより当該事業者に対し指名停止その他の必要な措置を講じることができる。

4 任命権者は、第1項の規定による警告、第2項の規定による公表又は前項の規定による措置を行うときは、第13条第3項に規定する審査会の意見を尊重しなければならない。

(職員の保護)

第16条 任命権者は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、当該権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講じるものとする。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回、審査会から報告を受けた不当要求行為等の件数及びその主な内容を公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

不 当 要 求 行 為 等 審 査 会 の 委 員	日 額	9,500円
---------------------------	-----	--------